様式５（参考）

コンソーシアム協定書

（目的）

1. によるコンソーシアムは、

　次の事業を共同して営むことを目的とする。

1. 和歌山県市町村教育情報化推進協議会が行う、令和７年度小・中学校GIGAスクール用コンピュータ共同調達（購入）ChromeOS
2. 前号に付帯する事業

（コンソーシアムの名称）

第２条　当コンソーシアムは、　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「当コンソー

　シアム」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当コンソーシアムは、事務所を　　　　　　　　　　　　　　　　　　に置く。

（コンソーシアム成立の時期及び解散の時期）

第４条　当コンソーシアムは、令和　　年　　月　　日に成立し、第１条の事業が対象と

　する契約（以下「整備契約」という。）の履行が完了し発注者のすべての検査が終了する

　までは、解散することはできない。

　２　整備契約を締結できなかったときは、当コンソーシアムは、前項の規定にかかわら

　　ず、当該整備契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

1. 当コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

　構成員　所在地

　　　　　商号又は名称

　構成員　所在地

　　　　　商号又は名称

（代表者の名称）

第６条　当コンソーシアムは　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当コンソーシアムの代表者は、整備契約の履行に際し、当コンソーシアムを代表

して、発注者と折衝する権限並びに当コンソーシアムに関する財産を管理する権限等を包括的に有するものとする。

（運営委員会）

1. 当コンソーシアムは、構成員全員で構成する運営委員会を設置し、整備契約事業

　の完成に当たるものとする。

（業務分担）

第９条　各構成員の業務作業の分担は別に定める。

（構成員の責任）

第１０条　各構成員は、整備契約の履行に関し、別添業務分担表に基づき責任を負うもの

とする。

（取引金融機関）

第１１条　当コンソーシアムの取引金融機関は、　　　　　　　　とし、　　　　の名義により設けられた預金口座によって取引するものとする。

（決算）

1. 当コンソーシアムは、整備契約事業完了に伴い速やかに当該整備事業とその付

　帯事業について決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

1. 決算の結果利益が生じた場合には、別途定める負担割合により構成員の利益金

　を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

1. 決算の結果欠損金を生じた場合には、別途定める負担割合により構成員が欠損

　金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限、第３者への委託の禁止、同一部委託の条件）

第１５条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

　２　構成員は整備契約業務のうち自己に割り当てられた業務作業の全部（以下「割当作

　　業」という。）を第３者に委託できないものとする。

　３　前条にかかわらず、発注者からの承認のある場合には構成員は全構成員の同意を得

　　て割当作業の一部を第３者に委託できるものとする。

（構成員の脱退に対する措置）

1. 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、整備契約業務が完了し、

　発注者の検査が終了するまではコンソーシアムから脱退することはできない。

　２　コンソーシアムを解散するまでの間に脱退する構成員があるときは、残存構成員が

　　共同して事業を完了、補正するものとする。この場合の負担割合の調整については別途定める。

　３　構成員に脱退するものがあったときは、残存構成員の出資又は負担（以下「出資等」

　　という。）の割合は、脱退構成員が脱退前に有していた出資等の割合を、残存構成員の出資等の割合により分割し、これを脱退前に有していた出資等の割合に加えた割合とする。

　４　脱退した構成員の出資等の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果

　　欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資等から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

　５　決算の結果利益を生じた場合には、脱退構成員には利益の配当を行わない。

（構成員の破産または解散に対する措置）

第１７条　構成員がコンソーシアム成立の日から解散の日までに破産または解散した場合

　は前条第２項から４項までの規定を準用する。

（かし担保）

1. コンソーシアム解散後においても、成果の内容に過誤又は不適切な内容があり、

　発注者から補正その他必要な対応措置を命じられたときは、各構成員は第９条に定める業務分担に基づき、各々が補正又は必要な対応措置を行うとともに、その責めを負う。

（協定書に定めのない事項）

第１９条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとす

　る。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　は、上記のとおり

　　　　　　　　　　協定を締結したので、その証拠としてこの協定書　通を作成し、構

　成員それぞれ記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　印